

ホーチキ(株)元従業員による消防用設備等設置工事における不正行為について

ホーチキ株式会社の元従業員（消防設備士）が担当した市内5物件の共同住宅の8件の消防用設備等の設置工事に際し、必要な届出書の提出がされていませんでした。そのうち、2件については、元従業員が届出書の控え書類を偽造して、工事依頼元に提出していたことが判明しました。

届出書の偽造については消防行政に影響を及ぼすものであり、法律に基づき適正に対処してまいります。

1 概要・経緯

消防署からホーチキ株式会社に対して、消防用設備等の設置工事終了後に必要な消防用設備等設置届出書（以下「設置届」）の提出について確認を行ったところ、ホーチキ株式会社から、市内5物件の共同住宅において、8件の工事の届出書が未提出であり、そのうち2件の工事については、消防署が受付した際に押印する印の印影を複製して設置届の控え書類を偽造し、工事依頼元に提出しているとの報告がありました。

なお、5物件（8件の工事）とも、消防用設備等の点検が定期的実施されており、点検結果から工事該当部分に不備がないことが確認されています。

2 市内対象案件

用 途：共同住宅 5物件

工事内容：自動火災報知設備の工事 8件

3 本市の対応

(1) 文書偽造については、刑法第155条及び第158条（公文書偽造及び行使）並びに刑事訴訟法第239条第2項（公務員の告発義務）に基づき、今後の対応について捜査機関と調整中です。

(2) 工事後の消防署による検査に関して、ホーチキ株式会社等に早期の受検を求めています。

お問い合わせ先
消防局指導課長 間正 勝司 Tel 045-334-6641